

教育活動再開について

日頃より本校の教育活動に対し、ご支援ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、この度、教育活動再開に向けて、子どもたちの感染防止に万全を期すため、文科省からのガイドラインをもとに、令和2年3月26日付け「教育活動再開についてのお知らせ」でお知らせした内容をさらに具体的にし、追記しました。下記の内容をご確認いただくとともに、再開へ向けての取組について、ご理解ご協力をお願いいたします。

記

1 教育活動再開について

4月7日（火）より、教育活動を再開します。

2 感染防止について

① 登校前の健康チェック

登校前に、自宅にて検温をし、「健康チェックカード」への記入・提出をお願いします。

発熱や風邪症状がある場合は、自宅にて療養・医療機関への受診に努めてください。

発熱や風邪症状があり学校を休んだ場合も「健康チェックカード」への記入をお願いします。

※登校後、体調の悪さを訴える生徒については、保健室で休ませたり、様子を見たりすることなく、保護者の方へお迎えを依頼するようにします。

② 感染拡大予防

マスクを使用し、手洗いや咳エチケットを徹底するようご指導ください。

マスクは手作りのものや布マスク等でも構いません。

※給食の時間以外は、常時マスク着用とします。

③ 登下校について

登校の際、基礎疾患等があったり、健康面の不安があったりする場合は、ご家族による送迎をお願いします。

④ 学校での集団感染予防

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が示した3つの条件が同時に重なる場を避けるよう対応します。

1) 教室等を密閉空間にしないように、換気の徹底を行います。

※休み時間ごとに窓を全開にします。

※出入り口は、換気及び取手による感染を防ぐために開放したままとします。

2) 緊急時を除き、体育館等に全校児童が一堂に介することがないようにします。

3) 教室内でもできるだけ机を離し、近距離での会話を控えます。

※当分の間は教室等における合唱を控えます。

※学校内の消毒を児童が下校後に実施します。

3 出席停止について

・発熱等の風邪の症状がみられるときは、自宅療養をお願いします。

・基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い場合には、主治医等の専門家と相談の上、登校を控えてください。

これらの場合、「出席停止」として扱うことができますので、その旨をご連絡ください。